

改正 令和5年3月31日 原規総発第2303316号 原子力規制委員会決定

令和5年3月31日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第1号）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～118	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～118	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
119	<u>人事課又は部門</u> (部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第61条の2の2第3項の規定による原子力規制検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否	119	<u>部門</u> (部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第61条の2の2第3項の規定による原子力規制検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
120	<u>人事課又は部門</u> (部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第61条の2の2第4項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	120	<u>部門</u> (部安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第61条の2の2第4項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否
121～127	(略)	(略)	(略)		(略)	121～127	(略)	(略)	(略)		(略)

128	人事課又は保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第2項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否	128	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第2項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
129	人事課又は保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第3項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
130～133	(略)	(略)	(略)		(略)	129～132	(略)	(略)	(略)		(略)
134	人事課又は保障措置室	原子炉等規制法第61条の23第2項(第61条の23の20において準用する場合を含む。)の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)

<u>135</u> ～ <u>141</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>133</u> ～ <u>139</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>142</u>	人事課又は部門(安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第64条の3第8項において読み替えて準用する第61条の2の2第3項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否	<u>140</u>	部門(安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第64条の3第8項において読み替えて準用する第61条の2の2第3項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
<u>143</u>	人事課又は部門(安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第61条の2の2第4項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	<u>141</u>	部門(安全規制管理官及び官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第61条の2の2第4項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否
<u>144</u> ～ <u>353</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>142</u> ～ <u>351</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)						(2)・(3) (略)					
別表第4(放射性同位元素等規制法令) (1)放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号) 関係						別表第4(放射性同位元素等規制法令) (1)放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号) 関係					

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～40	(略)	(略)	(略)		(略)	1～40	(略)	(略)	(略)		(略)
41	人事課又は部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第43条の2第3項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
42	(略)	(略)	(略)		(略)	41	(略)	(略)	(略)		(略)
43	人事課又は部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等規制法第43条の3第2項において準用する第43条の2第3項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
44～86	(略)	(略)	(略)		(略)	42～84	(略)	(略)	(略)		(略)